

指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）の一部改正へのパブリックコメントの実施結果について

平成27年8月7日
長寿社会課

1 意見募集の方法

(1) パブリックコメントの実施

意見募集期間 平成27年6月12日（金）から同年7月3日（金）まで

周知方法等

- ・ホームページへの掲載
- ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
- ・介護サービス事業所等への意見募集の通知（事業所関係法人への一斉メール等による）
- ・報道機関への資料提供
- ・新聞広告の掲載
- ・広報誌への掲載

(2) 各種説明会・会議等での説明

西部事業者勉強会

6月14日（日） 約70人

2 受付意見数

5件（3個人）

<内訳>

連続宿泊日数制限の緩和と安価の宿泊施設の確保に関する意見	1件
指針改正概要の詳細を知りたいとの意見	3件
その他	1件

3 主な意見及びその対応方針

意見	対応方針
本人の状態（認知症）によりこれまでどおり連続宿泊できるようにするか、安く利用できる入居施設の整備をお願いしたい。（1件）	改正前の指針において既に、特別な事情があればケアマネジャーが保険者（市町村等）に届出を行うことで、30日超の連続宿泊できる特例を設けているところです。
指針改正案の概要をもっと知りたい。（3件）	改正指針を施行する際に改正の内容をホームページ等で掲載します。
そもそもパブリックコメントすべき案件でなく、専門家が参加する会議で決めればよい。（1件）	今回の案件についても広く一般の声をお聞きしたいと考えパブリックコメントを実施しました。